

平成 26 年 12 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

12月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 48 号	八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 49 号	八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 50 号	八戸市図書館条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 51 号	八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第 52 号	八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	17

議案第 48 号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成 26 年 12 月 25 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

南郷区の設置期間の満了に伴い、市野沢小学校等の位置について規定の整理をするためのものである。

議案第 号

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

南郷区の設置期間の満了に伴い、市野沢小学校等の位置について規定の整理をするためのものである。

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

八戸市立学校設置条例（昭和 39 年八戸市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

八戸市立市野沢小学校	〃	南郷区大字市野沢字石窪 32 番地 10
八戸市立中野小学校	〃	南郷区大字中野字ハツ役 5 番地 1
八戸市立鳩田小学校	〃	南郷区大字大森字鳩田向 14 番地
八戸市立島守小学校	〃	南郷区大字島守字小平 15 番地 1

を

「

八戸市立市野沢小学校	〃	南郷大字市野沢字石窪 32 番地 10
八戸市立中野小学校	〃	南郷大字中野字ハツ役 5 番地 1
八戸市立鳩田小学校	〃	南郷大字大森字鳩田向 14 番地
八戸市立島守小学校	〃	南郷大字島守字小平 15 番地 1

に、

」

「

八戸市立中沢中学校	〃	南郷区大字市野沢字黄檗 7 番地
八戸市立島守中学校	〃	南郷区大字島守字馬場 37 番地

を

」

「

八戸市立中沢中学校	〃	南郷大字市野沢字黄檗 7 番地
八戸市立島守中学校	〃	南郷大字島守字馬場 37 番地

に改める。

」

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

八戸市立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表	別表	別表	別表
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
八戸市立市野沢小学校	〃 南郷区大字市野沢字石窪32番地10	八戸市立市野沢小学校	〃 南郷区大字市野沢字石窪32番地10
八戸市立中野小学校	〃 南郷区大字中野字八ツ役5番地1	八戸市立中野小学校	〃 南郷区大字中野字八ツ役5番地1
八戸市立鳩田小学校	〃 南郷区大字大森字鳩田向14番地	八戸市立鳩田小学校	〃 南郷区大字大森字鳩田向14番地
八戸市立島守小学校	〃 南郷区大字島守字小平15番地1	八戸市立島守小学校	〃 南郷区大字島守字小平15番地1
(略)		(略)	
八戸市立中沢中学校	〃 南郷区大字市野沢字黄檗7番地	八戸市立中沢中学校	〃 南郷区大字市野沢字黄檗7番地
八戸市立島守中学校	〃 南郷区大字島守字馬場37番地	八戸市立島守中学校	〃 南郷区大字島守字馬場37番地

議案第 49 号

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成 26 年 12 月 25 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

南郷区の設置期間の満了に伴い、南郷地区給食センターの位置について規定の整理をするためのものである。

議案第 号

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市学校給食条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

南郷区の設置期間の満了に伴い、南郷地区給食センターの位置について規定の整理をするための
ものである。

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例

八戸市学校給食条例（昭和 40 年八戸市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

「

第 2 条表中

八戸市立学校南郷地区給食センター	八戸市南郷区大字市野沢字屋敷添 14 番地 2
------------------	-------------------------

を

」

「

八戸市立学校南郷地区給食センター	八戸市南郷大字市野沢字屋敷添 14 番地 2
------------------	------------------------

に、改める。

」

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>(学校給食地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条(昭和31年法律第162号)第30条の名称及び位置は、給食共同調理場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。)</p> <table border="1" data-bbox="504 1146 657 2078"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八戸市立学校南郷地区給食センター</td> <td>八戸市南郷区大字市野沢字屋敷添14番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	八戸市立学校南郷地区給食センター	八戸市南郷区大字市野沢字屋敷添14番地2	<p>(学校給食共同調理場の設置) 第2条(昭和31年法律第162号)第30条の名称及び位置は、給食共同調理場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="504 161 657 1093"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八戸市立学校南郷地区給食センター</td> <td>八戸市南郷区大字市野沢字屋敷添14番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	八戸市立学校南郷地区給食センター	八戸市南郷区大字市野沢字屋敷添14番地2
名称	位置								
八戸市立学校南郷地区給食センター	八戸市南郷区大字市野沢字屋敷添14番地2								
名称	位置								
八戸市立学校南郷地区給食センター	八戸市南郷区大字市野沢字屋敷添14番地2								

議案第 50 号

八戸市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市図書館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成 26 年 12 月 25 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

南郷区の設置期間の満了に伴い、南郷図書館の位置について規定の整理をするためのものである。

議案第 号

八戸市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市図書館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

南郷区の設置期間の満了に伴い、南郷図書館の位置について規定の整理をするためのものである。

八戸市図書館条例の一部を改正する条例

八戸市図書館条例（昭和27年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中

「

八戸市立南郷図書館	八戸市南郷区大字市野沢字中市野沢39番地1
-----------	-----------------------

を

」

「

八戸市立南郷図書館	八戸市南郷大字市野沢字中市野沢39番地1
-----------	----------------------

に改める。

」

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>(設置及び所在地)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 八戸市立図書館に分館を置き、名称及び位置を次のとおり定める。</p> <table border="1" data-bbox="507 1144 667 2092"> <tr> <td data-bbox="507 1144 547 2092">(略)</td> <td data-bbox="507 1144 667 2092"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 1144 627 2092">八戸市立南郷図書館</td> <td data-bbox="547 1144 667 2092">八戸市南郷区大字市野沢字中市野沢39番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="627 1144 667 2092">(略)</td> <td data-bbox="627 1144 667 2092"></td> </tr> </table>	(略)		八戸市立南郷図書館	八戸市南郷区大字市野沢字中市野沢39番地1	(略)		<p>(設置及び所在地)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 八戸市立図書館に分館を置き、名称及び位置を次のとおり定める。</p> <table border="1" data-bbox="507 147 667 1106"> <tr> <td data-bbox="507 147 547 1106">(略)</td> <td data-bbox="507 147 667 1106"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 147 627 1106">八戸市立南郷図書館</td> <td data-bbox="547 147 667 1106">八戸市南郷区大字市野沢字中市野沢39番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="627 147 667 1106">(略)</td> <td data-bbox="627 147 667 1106"></td> </tr> </table>	(略)		八戸市立南郷図書館	八戸市南郷区大字市野沢字中市野沢39番地1	(略)	
(略)													
八戸市立南郷図書館	八戸市南郷区大字市野沢字中市野沢39番地1												
(略)													
(略)													
八戸市立南郷図書館	八戸市南郷区大字市野沢字中市野沢39番地1												
(略)													

議案第51号

八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成26年12月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

南郷区の設置期間の満了に伴い、南郷歴史民俗資料館の位置について規定の整理をするためのものである。

議案第 号

八戸市博物館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市博物館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

南郷区の設置期間の満了に伴い、南郷歴史民俗資料館の位置について規定の整理をするためのものである。

八戸市博物館条例の一部を改正する条例

八戸市博物館条例（昭和58年八戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第2号中「南郷区」を「南郷」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市博物館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 八戸市博物館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 八戸市南郷大字島守字小山田7番地1</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 八戸市博物館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 八戸市南郷区大字島守字小山田7番地1</p> <p>3・4 (略)</p>

議案第52号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成26年12月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 築 瀬 眞 知 雄

理 由

南郷区の設置期間の満了に伴い、南郷公民館の位置及びその対象区域並びに南郷公民館の分館の位置について規定の整理をするためのものである。

議案第 号

八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

南郷区の設置期間の満了に伴い、南郷公民館の位置及びその対象区域並びに南郷公民館の分館の位置について規定の整理をするためのものである。

八戸市公民館条例の一部を改正する条例

八戸市公民館条例（昭和51年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

「

別表第1中	八戸市立南郷公民館	八戸市南郷区大字市野沢字黒坂7番地2	南郷区全域	を
	八戸市立南郷公民館 頃巻沢分館	八戸市南郷区大字頃巻沢字蒼前下38番地1	頃巻沢地区	
	八戸市立南郷公民館 中野分館	八戸市南郷区大字中野字樋河ノ上1番地	中野地区	
	八戸市立南郷公民館 古里分館	八戸市南郷区大字島守字若宮9番地	古里地区	
	八戸市立南郷公民館 緑分館	八戸市南郷区大字島守字馳下り14番地1	不習地区	

」

「

八戸市立南郷公民館	八戸市南郷大字市野沢字黒坂7番地2	南郷全域	に改める。
八戸市立南郷公民館 頃巻沢分館	八戸市南郷大字頃巻沢字蒼前下38番地1	頃巻沢地区	
八戸市立南郷公民館 中野分館	八戸市南郷大字中野字樋河ノ上1番地	中野地区	
八戸市立南郷公民館 古里分館	八戸市南郷大字島守字若宮9番地	古里地区	
八戸市立南郷公民館 緑分館	八戸市南郷大字島守字馳下り14番地1	不習地区	

」

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

八戸市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）					
名称	位置	対象区域	名称	位置	対象区域
(略)					
八戸市立南郷公民館	八戸市南郷大字市野沢字黒坂7番地2	南郷全域	八戸市立南郷公民館 2	八戸市南郷区大字市野沢字黒坂7番地	南郷区全域
八戸市立南郷公民館 頃巻沢分館	八戸市南郷大字頃巻沢字蒼前下38番地 1	頃巻沢地区	八戸市立南郷公民館 頃巻沢分館 地1	八戸市南郷区大字頃巻沢字蒼前下38番地	頃巻沢地区
八戸市立南郷公民館 中野分館	八戸市南郷大字中野字樋河ノ上1番地	中野地区	八戸市立南郷公民館 中野分館 地	八戸市南郷区大字中野字樋河ノ上1番地	中野地区
八戸市立南郷公民館 古里分館	八戸市南郷大字島守字若宮9番地	古里地区	八戸市立南郷公民館 古里分館	八戸市南郷区大字島守字若宮9番地	古里地区
八戸市立南郷公民館 緑分館	八戸市南郷大字島守字馳下り14番地1	不習地区	八戸市立南郷公民館 緑分館 1	八戸市南郷区大字島守字馳下り14番地	不習地区